

序論

著作物を公表する自由と公表しない自由

木下昌彦（神戸大学）



序論 知的財産法制における憲法の三つの役割

1. 国家行為の有効無効を規律するものとしての憲法

※ 法律の憲法適合性が問題となる二つの場面

1) 知的財産権の拡大に伴い、表現の自由などの憲法上の権利に制限がもたらされる場合

➡ブロッキングなど

2) 知的財産権の制限が財産権などの憲法上の権利に対する制限となる場合

➡サムの子法や権利制限規定の拡大など

2. 法令解釈の指導原理としての憲法

※ 著作権法における内在的調整原理の憲法適合的解釈

➡著作権法の伝統的解釈は、著作権法村のバランス感覚に依存してきたのではないか？

3. 社会的価値の源泉としての憲法

※ 民主主義国家と権威主義国家とでは、知的財産法制の在り方は異なるのではないか

著作物を公表する自由と公表しない自由 —公共の利害に係る未公表著作物の公表は違法か—



著作物を公表する自由と公表しない自由 —公共の利害に係る未公表著作物の公表は違法か—

64年の東京大会を映像で振り返ったのち、「READY?」と合図を送るのは、渡辺直美だ。女性ダンサーたちが、ひとりで走る光る球と呼吸をあわせて舞う。世界大陸をかたどったステージの間を、各国のアスリートたちが行進。各種競技の紹介は、スーパーマリオなどのキャラクターのCGが盛り上げていく。

3 THE LAST MISSION

OLYMPIC OPENING CEREMONY TOKYO 2020

3B. THE LAST MISSION

As the dancers continue performing, the word "READY" is displayed on the ribbon screen and LED screens.



渡辺直美が「READY?」と合図を送る（プレゼン資料より）



表現の自由と人格的権利

1) 名誉権（北方ジャーナル事件）➡定義付け衡量アプローチ

「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない」

「刑事上及び民事上の名誉毀損に当たる行為についても、当該**行為が公共の利害に関する事実にかかり、その目的が専ら公益を図るものである場合**には、当該事実が真実であることの証明があれば、右行為には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、行為者がそれを事実であると誤信したことについて相当の理由があるときは、右行為には故意又は過失がないと解すべく、これにより人格権としての**個人の名誉の保護と表現の自由の保障との調和**が図られている」

2) プライバシーの利益（ノンフィクション逆転事件）➡個別的衡量アプローチ

「ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる**事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる**」

未公表著作物と著作者の権利

1) 未公表著作物と著作者人格権

未公表著作物の公表は、公表権侵害となる。

著作権法18条

著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの・・・を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。

2) 未公表著作物と著作権

未公表著作物の公表は、複製権や公衆送信権の侵害となり、引用条項の適用はない。

著作権法32条

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

著作権法50条

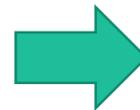
この款の規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

公共利害関係事実の抗弁

1) 確かに、名誉権やプライバシーが問題となる事案とは異なり、著作者の権利の事案においては、①「表現」が変われば、権利は及ばず、目的を達成できる場合があり、②権利者により自発的に公表が期待できる場合もある。

2) しかし、①著作物の表現それ自体が公共の利害と不可分に結合している場合であり、かつ、②権利者による当該著作物の自発的な公表が期待できない場合には、名誉権等の人格的権利の事案と異なる扱いをすべき合理的理由は存在しない。

3) 人格的権利の事案において形成されてきた調整法理が憲法上の要請に基づくものであるとするならば、著作者の権利についても調整法理を導入することも、憲法上の要請ということになる



未公表著作物であっても、

(i) 著作物の表現それ自体が公共の利害と不可分に結合している場合であり、かつ、

(ii) 権利者による当該著作物の自発的な公表が期待できない場合において、

(iii) その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、

(iv) その目的上正当な範囲内において当該未公表著作物を公表したとしても、違法な公表権侵害とはならないものと解すべきである

弁護士懲戒請求書事件

知財高判令和3年12月22日の判断

1) 引用の適法性について

一審被告は、本件懲戒請求書が公表された著作物に該当しなかったとしても、著作権法32条1項該当性を認めるべきであると主張するが、同条項は著作権の個別的制限規定であるから同条項の文言に反してその適用要件を緩和することは相当でなく、引用の対象となる著作物が公表されていない以上、同項該当性を認めることはできないというべきである。

2) 権利濫用の成否について

①一審原告が本件懲戒請求書に関して有する財産的利益及び人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、一審原告自身の行動及びその影響を考慮すると、保護されるべき一審原告の上記利益は、一審原告自身の自発的な行動により、少なくとも産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載された時以降は、相当程度減少していた。

②弁護士が懲戒請求を受け、それが新聞報道等によって弁護士の実名で公表された場合には、懲戒請求に対する反論を公にし、懲戒請求に理由のないことを示すなどの手段により、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ機会を与えられることが必要である。

③本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書の全文を引用したことは、一審原告が自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供して本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載されたことなどの本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なもの

➡一審原告の一審被告に対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は、権利濫用に当たり、許されない

弁護士懲戒請求書事件

知財高判令和3年12月22日の判断

- 1) 引用規定の適用を否定したものの、既存の権利制限規定においては限界があることを示した判決。
 - 2) ルールを定めず、権利濫用法理に基づくアドホックな判断➡予見可能性の向上・萎縮効果の排除という観点から適切であったか。
 - 3) 表現の自由等の憲法上の権利・憲法判断に関する明示的言及なし
- ➡憲法判断の回避（著作権法事案で、憲法に言及した判決が少ないのは憲法判断回避の結果ではないか。逆説的に、憲法論の意義）



ありがとうございました。